

車両貸出申請書

利用希望車両	<input type="checkbox"/> 大型バス(40人乗り)	<input type="checkbox"/> マイクロバス(28人乗り)
利用予定日時	始:令和 年 月 日 時 分 から 終:令和 年 月 日 時 分 頃まで	
申請団体名	担当者: 連絡先:	
目的地		乗車予定人数 人
利用目的		
経路 (できるだけ詳しく)	出発地: _____ (時 分 出発) ⇒	
	⇒ 解散場所: _____ (時 分 頃 予定)	
八幡浜市長 様 令和 年 月 日 裏面の注意事項を遵守することを誓約したうえで、上記のとおり申請します。 住 所: 団体名: 代表者: 印		

上記申請について ・承認する。
・不承認とする。(理由: _____)
*やむを得ず、承認を取り消すことがある

八幡浜市長 大城 一郎 印

(裏)

注意事項

- ①乗車定員(マイクロバス28人、大型バス40人)を遵守すること。
* マイクロバスは概ね10名以上、大型バスは概ね15名以上の場合のみ使用可
- ②運行範囲は、原則として四国内。
- ③運行時間は、原則として日帰り。
- ④運転手代、高速道路使用料、駐車場使用料は実費を負担すること。
- ⑤運転手については、運転事業者に依頼すること。
- ⑥ガソリンは、解散場所から最寄りの八幡浜市内のガソリンスタンドにて満タン返しとすること。
- ⑦バスを使用する権利を他に譲渡・転貸することはできません。
- ⑧運行中は全席シートベルトを着用すること。
- ⑨6歳未満の幼児が乗車する場合は、必ずチャイルドシートを持参して着用すること。
- ⑩バス内の喫煙、飲酒は禁止。
- ⑪児童・生徒が属する団体が使用する場合は、必ず引率者を乗車させること。
- ⑫無断で乗車人数及び目的地、経由地を変更しないこと。
- ⑬使用後はゴミを全て持ち帰り、車内の清掃をすること。
- ⑭バスやその付属設備を汚損した場合は、速やかに市に報告すること。
- ⑮事故が発生した際には、速やかに市及び保険会社に連絡すること。

【連絡先】

八幡浜市:0894-22-3111

大型バス・マイクロバス保険会社(東京海上日動)0120-119-110

※保険会社は変更となる場合があるため、まずは市に連絡すること。

⑯市は、バスの事故により生じた損害について、市が加入する賠償責任保険の範囲内において責任を負うものとし、免責条項に該当する等、賠償責任保険の適用外の損害については、市はその責任を負わず、利用者と運転事業者が共同してその責任を負うものとする。

⑰その他、「八幡浜市バス貸出事業に関する要綱」を遵守すること。

上記の注意事項に違反した場合、承認を取り消し、また以後の申請を認めないことがある。

◎利用団体において適宜、手指消毒液などの準備を行い新型コロナウイルス感染症対策に努めること。